

令和5年度障害児夏季休業日等支援事業 の登録申し込みを開始します

港区では、港区内在住または、港区内中学校、高等学校に在籍する中学生から18歳までの障害児を対象に、夏季休業日等学校がお休みの日の児童館等の児童施設（裏面実施施設一覧参照）において利用時間を拡大して、受入れます。

《対象児童》

港区内に在住または、港区内中学校、高等学校に在籍する中学生から18歳までの障害児で、次のいずれかに該当する児童・生徒が対象となります。

- (1) 両親がいない世帯・ひとり親世帯で、保護者が勤務のため、児童を家庭で保護することができない場合
- (2) 保護者が共に勤務をしている場合
- (3) 保護者が、出産、病気、負傷、心身に障害があることにより、児童を家庭で保護することができない場合
- (4) 保護者が、長期にわたる病人や心身に障害がある人の看護にあたっており、児童を家庭で保護することができない場合
- (5) 火災、風水害、地震等の災害復旧のために、児童を家庭で保護することができない場合
- (6) その他、特に事情がある場合

《受入れ拡大期間》

- (1) 学校の夏季休業日等の月曜日～金曜日
港区立中学校の夏季休業日：7月21日～8月31日
港区立中学校の冬季休業日：12月26日～1月7日（12月29日～1月3日を除く）
港区立中学校の春季休業日：3月26日～4月5日 を基本とします。
ただし、特別支援学校や私立学校在籍児童についても可能な範囲で対応します。
- (2) 学校の休業日
運動会や学芸発表会の振替休業日、創立記念日、都民の日など

《受入れ拡大時間》

- (1) 児童館
月～金：8時～10時（通常開館時間：10時～18時）
- (2) 子ども中高生プラザ、児童高齢者交流プラザ
月～金：8時～9時30分（通常開館時間：9時30分～20時）

《受入れ開始時期》

令和5年4月1日～

《登録手続き》

利用には、事前に登録申し込みが必要です。

- (1) 提出書類
 - ①障害児夏季休業日等支援事業申込書
 - ②就業証明書等、家庭で保護することができない状況を証明する書類
 - ③生活状況調査書

(2) 書類の配布場所

児童館・子ども中高生プラザ、児童高齢者交流プラザ・子ども家庭課・各総合支所管理課で配布します。

(3) 登録申込受付期間

原則、利用希望月の前月5日までの申し込みが必要です（5日が日曜・祝日の場合は、その前日の平日まで）。

ただし、令和5年4月当初からの利用は、2月28日（火）まで、利用希望月が7月の場合は5月6日（土）まで、8月の場合は5月20日（土）までに申し込みをしてください。

児童館の休日を除き、月～金曜日は、10時から18時まで、土曜日は9時から17時まで受け付けます。子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザは、全日9時30分から20時まで受け付けます。

(4) 登録受付方法

①利用を希望する児童館等に電話または窓口で、申し込み受付日と時間の予約をしてください。

②予約した日時に必要な書類（上記「(1)提出書類」参照）をそろえて提出してください。その際、保護者の方と簡単な面接を行います。

(5) 利用方法

登録後は、毎月利用する月の前月10日までに利用予定表の提出をお願いいたします。（10日が日曜・祝日の場合は、その前日の平日まで）

(6) 利用登録期間

登録期間は、令和6年3月31日までです。

次年度に継続して登録希望の場合は、あらためて申し込みが必要となります。

《実施施設一覧・問い合わせ》

地区	実施施設名	電話
芝	神明子ども中高生プラザ	5733-5199
麻布	麻布子ども中高生プラザ	5447-0611
赤坂	赤坂子ども中高生プラザ	5561-7830
	赤坂子ども中高生プラザ青山館	5786-6567
高輪	豊岡児童館	3453-1592
	高輪児童館	3449-1642
	白金台児童館	3444-1899
	高輪子ども中高生プラザ	3443-1555
芝浦 港南	台場児童館	5500-2363
	港南子ども中高生プラザ	3450-9576
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ	5443-7338
《事業全体に関する問い合わせ》 港区子ども家庭課		3578-2426